

食品ロス削減のための商慣習検討委員会 設置要綱

1 目的

世界の生産量の3分の1にあたる13億トンの食料が毎年廃棄される一方で、世界の穀物需給がひっ迫し、食料価格も上昇基調にある中、食品ロスの削減は日本だけでなく世界的にも大きな課題となっている。

本県では、平成28年5月に開催された「G7富山環境大臣会合」を契機として、平成29年5月に「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を設置し、食品ロス削減に向けた全県的な取り組みを推進しているところである。食品ロスのうち、約半分は事業者から排出されており、食品流通段階における商慣習が食品ロス発生の一つの要因となっていることから各企業の努力はもとより、フードチェーン全体で食品ロスの原因となっている商慣習を見直していくことが必要である。

このため、「食品ロス削減のための商慣習検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置することとし、食品産業における食品ロス発生の原因となりうる過剰在庫や納品期限等の商慣習について、フードチェーン全体で話し合いを行い、その解決を目指していくこととする。

2 役割

フードチェーンに関連する製造業、卸売業、小売業の各事業者が参加して商慣習の実態について情報交換するとともに、取組むべき課題を把握し、検討委員会で検討・協議した取組みを県全体へ普及させ、食品業界の体制整備のあり方を検討する。

3 具体的な検討事項

賞味期間が比較的長い加工食品を対象として食品ロスの発生要因となる商慣習の検討を行うが、必要に応じ、食品の範囲を日配品などに広げていくとともに、参加事業者の追加を検討していく。

- (1) 食品ロスに係る実態把握（アンケート調査、ヒアリング調査）
- (2) 商慣習の見直しに向けた論点整理
- (3) 商慣習緩和による効果の検証
- (4) 県全体への波及方策

4 運営

- (1) 県農林水産部次長（技術）をもって座長に充て、議事を進行する。
- (2) 事務局は、県農産食品課におく。

5 組織

- (1) 検討委員会は、別表に掲げる事業者で組織する。
- (2) 必要に応じて、分科会（製造業、卸売業、小売業）を設置する。